教育時評

宗内 敦

大津市・中学生いじめ自死事件は人災

事件を生かす「学校内有事における事件処理体制」の確立を一

と報道されており、これはこれで大方の求める一つの解決て起こした訴訟の行方に移りつつある。市側は和解の方向 ことに繋がる、 は溜飲を下げ、 避的な態度だと批判され続けていた学校・教委、さらには 世間の批判に押され、この件に関して消極的だった警察 -スが 政側が次第に責任を認めるようになり、マスコミ・世間 大津 ついには介入するに及んで、事態は急変。当初、 連日、 帯の 、飛び交っている。何とも痛ましい。いじめ被害者自死事件(平成23年10日 自死生徒の遺族が市などに損害賠償を求め 耳目は、加害者・学校の責任をも追及する 1月) のニ マスコミ 責任回 ユ

思えば、こうした解失の過量は可ともごなしい。これなでもある。でもある。である。がしかし、これはむなしくも、「いつか来た道」である。がしかし、これはむなしくも、「いつか来た道」

教師に頼り得ずして尊い命を自ら絶っていった子どもたち 二男子生徒の自死事件を思い出してもすぐ分かる。 育力を奪われるという、悪循環論に陥るのが常である。そ 火を浴びた学校・教師がますます萎縮してかえってその教 に対する弔いであり、 うる得る方策を得なければならない。これこそが、 言うまい。此度こそは、学校・教師が教育力の再生を勝ち れは数年前の福岡県筑前町で起きた、 点が置き忘れられ、むしろ事件を契機に、世間から集中砲 ことは、こうした事件から痛切に学んで学校・教師が本来 の教育力を回復してくれることであるが、 に場当たり的に事後処理が施されるばかりで、問題の本質 思えば、こうした解決の過程は何ともむなし 解決はいっこうに得られていない。私たちが一様に望 似たような事件は過去にいくつも生じているが、都度 また責務でもあろう。 いじめを苦にした中 この最も大切な 多くは 学校 これ 25

訴えて、友人の一人が朝日新聞の「論壇」に「体罰事件の育社会的問題として浮上した教師による体罰事件の解決を理体制」を確立することである。平成9年、当時大きな教そのための方策は、まずは「学校内有事における事件処

なきが如くに思われた。そして、此度の事件である。

り入れ、 たものであった。 社会的視点を考慮せざるを得なくなって、教育のあり方そ 過程で学校・教師側は否応なく被害者の主張やさまざまな 思いが充分に検討されるよう保証され、また論議・検討の 者」の単なる対立構造に終わらず、最終的には被害者側の を「教育機能を損ねない体罰事件処理を」と題して、 めた調停組織を教育委員会内に設置することを提言、それ た内容である。私はそれを一段進めて考察し、第三者を含 されているやに聞くが、こうした意見を早くに世間に訴え 第三者からなる事件解明のための調査機関の設置が言い く「論壇」に投稿した。要は、各種民事調停事件の随を取 ものを自ら問い直すことになる。 公正なシステムを」を投稿した。此度の事件も今、 これを置くことによって、「加害者」-「被害 提言は、それを期待 同じ 出

は遅いというのに、教育界もジャーナリズムも、全く関心社に投稿したが、採用されなかった。ことが起きてからではいじめ体質から脱け出よう―イジメ自殺事件に因んではいじめ体質から脱け出よう―イジメ自殺事件に因んではに投稿したが、採用されなかった。私は「学校・教師しかし、爾後、学校や教育委員会内にそうした組織がつしかし、爾後、学校や教育委員会内にそうした組織がつ

得られようもない。その場でもし行き違って納得の 真 官庁の文科省がこのシステム作りに関した気配もまた、 重大な教育事故はたびたび生じてきたが、遺憾ながら統轄 上にも繋がる。このようなシステム作りの契機になる 対して大いなる内省をもたらし、後の両者の教育機能の向 それまでに検討した諸々の問題点は、学校および保護者に 解が得られず、その後刑事・民事の司法手続きへ移 えた、関係者平等参加の事後処理検討システムが無け 側と代理人などを含む被害者側、それに中立の第三者を加 の道は、民事調停を模した、(学校・教師を含む)加害者 校内有事においては、問題の正しい理解や納得のいく解決 れ攻撃される学校・教委に此度のような事件の冷静な解明 るにすぎない感がある。元々、常に一方的にその非を問わ すますその教育力を失う「いつか来た道」を繰り返してい から攻撃される。警察の介入にも道理がある。しかし、そ \mathcal{O} ・解決を求めることは無理である。生徒を被害者とする学 (の内省を得ることからはとても遠く、学校・教育界がま 後の学校・教師側の対応を見ると、嫌々ねじ伏せられ、 分析をするたびに事実隠蔽・言い訳だと、ますます世間 大津市の中学生自死事件に警察が介入。学校・教委が原 かっても、 いく和 れば

が作られるこ,とは、教育社会学的な緊急課題である。よい。事件を生かす「学校内有事における事件処理体制」文科省が駄目なら、各地教育委員会でもよい、どこでも

12 7 15

〈追記〉

ま件に始まり、教師の体罰や生徒間いじめが原因とされる 生徒の自死事件がテレビ・新聞などマスコミで次々大きく を表うになった。その設置はいずれも遅きに失し、またい るようになった。その設置はいずれも遅きに失し、またい るようになった。その設置はいずれも遅きに失し、またい が設置されるようになった事は喜ばしい。これらがいつか が設置されるようになった事は喜ばしい。これらがいつか なることを望む次第である。

二 教育とは何か、保護とは何か

―メール冤罪事件にちなんで、家庭裁判所を叱る

他人のパソコンに侵入して所有者になりすまし、そこか他人のパソコンに侵入して所有者になりすまし、そこかも、逮捕された。しかも、逮捕されたがの中には、当初は容疑を否認していたのに、引き続くな留の中で自白までさせられた人もいる。慄然たる事件である。

観察」処分を下したことは、いかにも無念である。 観察」処分を下したことは、いかにも無念である。 解析を遺える方々と視点を違えると思われるが、犯人とした家庭裁判所の有り様である。 自白に誘導するための脅した家庭裁判所の有り様である。 自白に誘導するための脅しや強要を常とする警察などの捜査機関の態様は、今に始しや強要を常とする警察などの捜査機関の態様は、今に始まったことではない。しかし、犯罪少年の保護・育成を標まったことではない。しかし、犯罪少年の保護・育成を標帯する家庭裁判所が、無実の少年の人権を守れず、「保護機等」処分を下したことは、いかにも無念である。

よりよき発展を期して、彼らが犯した罪を憎まず、罰を家庭裁判所の使命は、明日を担う少年たちの、その人格

罰を避け、「保護処分」に徹することが許されてきた。間や被害者側の感情を抑えて、その教育可能性にかけて刑故、誰が見ても許されまじき凶悪大罪を犯した者さえ、世も許して、彼らの教育・保護に徹するところにある。それ

はずである。
はずである。
はずである。
はずである。
はずである。

く体質が垣間見えていたからである。「少年保護」という錦の御旗に隠れ、少年の「事件と人かのごとき家庭裁判所の決定を、幾度も批判してきた。かのごとき家庭裁判所の決定を、幾度も批判してきた。私は、元家裁調査官でありながら、時に極端な保護主義

「有罪決定」を招き、結局、その人格と人権を救済・保護ろうとしない姿勢が、錦の御旗に基づく「保護観察」なるた、その延長線上にあると言って過言ではない。実相に迫皮肉なことに、此度の冤罪少年に対する安易な処分もま

重なる。

重なる。

重なる。

などころか、その蹂躙の完結をなしてしまった。これはするどころか、その蹂躙の完結を持たず、むしろその完結を全うさせているかに見える学校・教師の姿と、悲しくもを全うさせているかに見える学校・教師の姿と、悲しくもまるところか、その蹂躙の完結をなしてしまった。これは

反省を促したい。 (12・10・20)判社には、その専門性と有り様に基づき、深甚なる内省と少年の人権と人格を保護し育成する最後の砦である家庭裁教育とは何か、保護とは何か。学校・教師はいざ知らず、

〈備考〉

たコメントが、忘れられない。「メー せられた。そういう中で、元聖教新聞記者のS氏 類似内容のお便りが家裁関係者を含む多数の方々からも寄 てくれた、といった評価がネット上にいくつか現れ、また、 的な題名で登載されている。家裁のあり方を厳しく弾劾し の方も多かったのではないでしょうか」 少年の人権と人格を保護し育成する最後の砦であるべき家 「メール冤罪事件 本稿は、 《裁判所への温かくも厳しいまなざしに胸を熱くした読者 『朝日新聞』「私の視点」欄 実相見ない家裁は猛省を」という刺激 -ル冤罪事件 12 11 =を通して、 いら頂い 23 12